

## 地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1．第二期地方分権改革について

(1) 国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、役割分担に基づく事務事業の再配分にあたっては、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう包括的に移譲するとともに、自由度の高い行政運営が可能となる推進方策を講じること。

また、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を行うとともに、必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(2) 国による義務付け・枠付け、関与を廃止・縮小するとともに、国の地方支分部局を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

(3) 国は地方分権改革推進委員会の勧告等を尊重すること。また、地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方の代表者と十分協議すること。さらに、計画作成後、速やかに「地方分権改革一括法（仮称）」を制定すること。

(4) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、地方支分部局の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

(5) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

(6) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

### 2．道州制のあり方に関する検討にあたっては、特に基礎自治体の権限強化と財源確

保を最大限図るなど、第二期地方分権改革の着実な推進を前提とすること。

# 防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくり に関する重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時における被害の早期復旧を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、災害の発生メカニズムの解明など、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策を講じること。

(2) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化をはじめとする情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

(3) 災害時の情報伝達について

携帯電話事業者と連携し、災害時においても携帯電話の通話及び通信を安定的に確保するためのシステム構築を行うこと。

また、携帯電話を活用した全国瞬時警報システム（J - A L E R T）からの緊急情報伝達体制を構築すること。

緊急地震速報についても、「緊急警報放送」を活用した情報伝達を実施すること。

(4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された各自治体が策定した、地震・津波に対する防災対策に基づく事業を支援するとともに、地震・津波防災対策事業を積極的に推進すること。

(5) G P S 波浪計を沿岸部へ計画的に整備拡充し、津波観測システムの充実強化を図るとともに、国・県・市町村及び関係機関による津波防災ネットワークを構築すること。

(6) 東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。

(7) 富士山火山防災対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、富士山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策

を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

- ( 8 ) 局地激甚災害の指定区域での公民館や体育施設、文化施設等の公立社会教育施設災害復旧事業に対して、激甚災害の場合と同様の財政措置を講じること。
- ( 9 ) 市町村に作成が義務付けられている土砂災害ハザードマップについて、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップと同様に作成に係る財政措置を講じること。
- ( 10 ) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

## 2 . 被災者への支援制度の拡充について

- ( 1 ) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等に係る適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。
- ( 2 ) 地方公共団体が防災上取り壊しの必要性を認めた老朽住宅の跡地について、固定資産税額が急激に上がらないような減額措置を講じること。
- ( 3 ) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件を拡大するとともに、償還期限の再延長を図るなど、支援措置を講じること。

## 3 . 耐震化の推進について

- ( 1 ) 公共・公用施設等の防災拠点施設等の耐震化に対して、財政措置を拡充すること。
- ( 2 ) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。

また、住宅の耐震改修に係る所得税の減免措置を延長するなど、税制上の優遇措置を拡充すること。

## 4 . 消防・救急体制の充実強化について

- ( 1 ) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- ( 2 ) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。
- ( 3 ) 住宅用火災報知器設置に対する助成制度を創設すること。

- ( 4 ) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じること。
- ( 5 ) 廃校となった学校・保育所や古民家等を地域活性化を目的とする施設として有効活用する場合の消防設備基準については、地域の実情や施設の実態に応じた弾力的な運用ができるような措置を講じられたい。
- ( 6 ) 救急救命士の国家試験を前期・後期の研修終了後の年 2 回実施すること。

## 過疎地域の振興と限界集落対策の推進に関する重点要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 過疎地域の振興を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策を推進するため、平成 22 年度以降における新たな制度を創設し、地域の実情に即した総合的な過疎対策を実施すること。
- 2 . 新たな過疎対策においては、現行の過疎地域の指定要件を見直すことを前提とし、一部過疎を有する市町村における非過疎地域と過疎地域の格差の解消について適切な対策を講じるとともに、生活機能の維持や耕作放棄地対策などのソフト的な課題に対応できる制度とすること。

## 情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援に関する重点要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、積極的な措置を講じられたい。

1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．情報格差を是正するとともに、住民生活の向上と地域経済の活性化を図るため、ブロードバンド未整備地域の解消をはじめ、情報通信基盤の整備をさらに推進する必要がある。そのため、都市自治体が取り組む地域情報通信基盤の整備に対して、必要な財政措置及び技術的支援措置を講じること。また、電気通信事業者による光ファイバー網やCATV等のブロードバンド整備を促進するための施策と支援措置を講じること。

特に、条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話の中継基地局の整備に際しては、電磁波が人体に与える影響に関する情報不足や誤解を解消するため、十分な安全率を考慮した人体防護を前提とする電波防護指針に定める数値等に基づき、その安全性について広く周知を図ること。

3．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、過疎地域等の条件不利地域、難視聴地域や圏外となる地域に対する十分な情報提供及び整備・対応を図ること。

また、条件不利地域等における難視聴地域等の解消のため、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修、さらに維持管理等について、市民や都市自治体等に対して必要な支援措置等を講じること。

さらに、低所得世帯等に対する専用チューナー等の設置やCATV加入等の支援措置を講じること。

## 都市税財政の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 税制抜本改革による国・地方の税源配分「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

- (1) 税制抜本改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 消費税を含む税制抜本改革は、地方消費税の充実を含む税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。なお、税制改革による格差是正を行うに当たっては、地方交付税総額が減少することがあってはならないこと。

### 2. 地方交付税総額の復元・増額と機能の充実

- (1) 平成21年度の地方交付税については、社会保障関係分野に係る財政需要の増大など都市自治体の実態を的確に反映し、地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額を復元・増額し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

なお、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

- (2) 地方交付税の算定に当たっては、都市自治体の財政需要の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費の算定については、制度創設の趣旨を踏まえ、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

### 3. 国庫補助負担金改革の着実な推進

- (1) 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割

分担を再整理し、明確化した上で、国が責任をもって負担すべき分野を除き、「地方改革案」に沿って、廃止・縮小（一般財源化）事務事業の廃止を国の責任によって実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分に配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。

- ( 2 ) 国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。
- ( 3 ) 都市自治体が補助事業等により取得又は整備した補助対象財産の処分承認基準については、補助金等適正化中央連絡会議が本年 4 月に決定した「補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」にしたがって各省庁は、速やかに必要な措置を講じること。

## 介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．介護療養型医療施設から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じること。
- 4．次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。

# 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- 2．後期高齢者医療制度については、新たな保険料軽減策等も含め、その趣旨や内容について、国民の混乱を招くことなく十分な理解を得られるよう、一層の周知徹底を図り、確実な制度の定着に向けた支援策や情報提供等に努めること。
- 3．新たな対策に伴う経費や電算システム経費などについては、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。
- 4．市町村国保に義務付けられている特定健診・保健指導に係る人件費や電算システム経費等について、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

## 福祉施策に関する重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師等の確保対策について

- (1) 医師不足等の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築を着実に推進するとともに、医学部定員の更なる増員や各種対策に係る十分な財政措置等、医師の絶対数を確保するための実効ある措置を講じること。
- (2) 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科や救急医療において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。
- (3) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。  
また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

### 2. 少子化対策について

- (1) 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。
- (2) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

### 3. 障害者施策について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。  
また、サービス利用者の公平性に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、

十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じること。

- (3) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、更なる財政措置の充実を図ること。

また、報酬の見直しに当たっては、事業所の安定的な運営が確保されるよう、地域における利用者の公平性や利用実態を十分踏まえ適切な内容となるよう配慮すること。

#### 4. 生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

- (2) 生活保護制度全般について、総合的な検討を行うに当たっては、「国と地方の協議の場」を設置し、地方の意見を十分尊重すること。

## 廃棄物・リサイクル対策に関する重点要望

近年、各種リサイクル制度の見直しが順次進められてきたが、拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体に配慮した制度の着実な実施を図るとともに、今後とも継続して検討・見直しを行うこと。

## 義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 公立学校施設に係る耐震補強事業について

(1) 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

また、同法改正により耐震補強事業の補助率が引き上げられたが、すでに同事業を実施した都市自治体に対しても、当該補助率の遡及措置を講じること。

### 2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多

動性障害)等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

## 道路整備財源の確保等に関する重点要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．道路特定財源の見直しにおいては、地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、地方税財源を拡充する方向で措置すること。
- 2．新たな道路の中期計画の策定に当たっては、立ち遅れている地方の道路整備の状況を踏まえ、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- 3．道路関係諸税に係る暫定税率失効期間中の地方の減収については、各都市自治体の財政運営に支障が生じないように、地方税の減収のみならず、国税である揮発油税を財源とする地方道路整備臨時交付金や国庫補助金等についても確実に財源措置を講じること。
- 4．円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
- 5．橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げ、計画期間の延長を行うこと。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

## 原油価格高騰対策に関する重点要望

近年の原油価格高騰により大きな影響を受けている農林水産業、製造業、運輸業など事業者の経営安定と住民生活に及ぼす影響を緩和するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．漁業、施設園芸農業、製造業、運輸業等の経営安定を図るため、産業用油種（軽油・重油）等の安定供給及び価格の安定を図るとともに、資金の融通等支援の充実強化を図ること。
- 2．灯油やガソリンをはじめとする生活関連石油製品の安定供給の確保及び価格の安定を図ること。  
また、地方公共団体が独自に行う原油価格高騰対策については、財政措置の強化を図ること。
- 3．化石燃料に替わる代替エネルギーや省エネルギー導入に対する支援の充実強化を図ること。  
また、原油価格の異常な高騰の抑制、沈静化のため、国際協調を始めとする対策を実施すること。

## 運輸・交通政策に関する重点要望

運輸・交通施策のさらなる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について、地方交付税措置率の引き上げ等適切な財政措置を講じること。

### 2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。

### 3. 生活交通維持対策について

- (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって計画を策定し、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援措置を講じること。
- (2) 地域住民にとって日常生活に不可欠な交通である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援措置を充実すること。

### 4. 港湾・海岸の整備について

- (1) 港湾・海岸整備事業を計画的、かつ効果的に実施するための所要の措置を講じるとともに、財源を十分に確保すること。
- (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
- (3) 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。

- 5 . 海岸漂着ごみの処理の大半は地元市町村及びボランティアが行っている実態から、海岸管理者、関係自治体及び住民等が協働して取り組む処理体制を早急に確立するとともに、市町村が実施する漂着ごみの適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じること。

## 農林水産政策に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 米政策の推進について

(1) 米価の下落を阻止するため、政府備蓄米の備蓄水準を引き上げるなど抜本的な対策を講じること。

また、米価下落時に大きな影響を受ける農家の経営安定を図るため、無利子の緊急資金貸付制度等の支援策を講じること。

(2) 生産調整目標達成のため、生産調整の取組みとして扱う米穀に醸造用玄米を含めること。

また、転作農産物の生産に係る技術指導を行うこと。

(3) 産地づくり交付金については、生産調整の拡大に応じた交付金総額とすること。

(4) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成 22 年度以降も継続すること。

### 2. 畜産・酪農経営安定対策について

(1) 配合飼料価格安定基金制度については、基金への農家負担の軽減のため、財政支援措置を講じること。

また、継続的な経営安定のため、抜本的な対策を講じること。

(2) 国産飼料の増産を図るため、耕畜連携水田活用対策事業の助成対象者要件の緩和や財政措置の拡充を図るとともに、耕作放棄地への飼料作付けに対する財政措置を講じること。

(3) 農家の飼料購入に対し財政措置を講じること。

また、飼料生産を担う受託組織の育成に対し支援を図ること。

3. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、さらなる拡充を図ること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」(いわゆる限界集落)における農業、林業、畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう、積

極的な財政措置を講じること。

4．森林の有する国土保全や水源の涵養など多面的機能の確保を図るため、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

5．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策のさらなる推進を図ること。

## 地域活性化政策に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、税制の在り方や融資などを含めた中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。
- 2．地域経済を活性化するため、農村地域工業等導入促進法、半島振興法及び企業立地促進法に基づく課税免除等に伴う減収補てん措置や設備投資減税措置の延長など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 3．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。